

令和8年度(公社)三重県獣医師会事業計画

人、動物及び環境は、生態系の中で相互に依存し、不可分の関係にある。ワンヘルスの理念に基づき、医療、獣医療、環境及び関係する学術研究、更には行政及び市民社会が連携し、科学的根拠に基づく取り組みを更に推進する事が不可欠である。

その為にも、本会は人獣共通感染症を軸に臨床現場、公衆衛生そして畜産現場など各分野の共同作業により情報共有し、全参加による研修会の開催を推進して行く。また、災害対策として自治体開催の防災訓練参画、日本獣医師会主催の VMAT 講習会に継続的に参加を促す。

取り組み方針

1 狂犬病予防事業は、狂犬病予防法を遵守し、委託契約市町と実施する狂犬病予防ワクチンの集合注射事業及び会員動物病院で実施する個別注射を推進し、狂犬病の発生及び蔓延防止に努めるとともに、人獣共通感染症等に対するワンヘルスの推進を図る。狂犬病予防委員会は、ワクチン接種時の事故防止対策等の審議を活性化し、同時に狂犬病に関する情報の共有化を図り、狂犬病予防法改正に伴う、集合注射のあり方等について検討する。また、身体障害者補助犬法に規定する県内盲導犬には、狂犬病予防注射の実施における全額を支援する。

2 動物愛護事業は、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、三重県動物愛護推進センター(あすまいる)を基軸とする動物愛護事業に積極的に参画することとし、譲渡対象の犬・猫の不妊去勢手術の実施、負傷犬・猫の治療等についての的確に対応するとともに、長寿犬・猫表彰事業の開催等動物愛護の推進に努める。また、各支部で実施される学校飼育動物管理や動物愛護事業等の支援を行う。

3 大規模災害発生時の動物救護活動に関する三重県との協定や東海4県1市及び近畿地区連合獣医師会との協定等に基づき、災害時対応備品の管理や地域の防災訓練等の参加及び当事者間の情報共有を図る。また、各支部と市町との被災動物救護に関する協定について、現状に適應するよう検討を行う。

4 獣医学術に関する研修会等は、各部会及び支部が積極的に企画等について検討のうえ WEB 開催等を含め実施する。また、日本獣医師会主催の年次学会や獣医学術近畿地区学会の参加を積極的に進め、会員の獣医学術等の知識向上や技術の研鑽に資する。他府縣市獣医師会が開催する有意義な研修会等の情報を会HPやメールで周知することで会員の学術等の資質向上に貢献する。

公益事業1 狂犬病予防事業

近年の狂犬病予防集合注射の接種率低下の中、関係機関と連携して、集合注射及び各会員の病院における個別注射の接種率向上をめざし、狂犬病の発生及び蔓延防止に資する。

(1)令和8年4月から、各市町との委託契約による集合注射及び各会員の病院における個別注射を実施する。また、身体障害者補助犬法に規定する県内盲導犬には、狂犬病予防注射料金を無償とする等の支援を実施する。

- (2)狂犬病予防ワクチンの安定確保及び供給のため、医薬品卸売り業者と契約する。
- (3)各支部は県行政、市町と狂犬病集合注射に関する調整会議等を実施する。
- (4)接種率向上のため、各支部は市町と連携して広報、回覧板等を活用し、狂犬病予防注射の重要性や注射実施日程等の周知等の広報活動を進める。
- (5)県行政との共催により、自治体担当者および一般市民に向けた、狂犬病予防に対する啓発、知識向上を目的とした研修会、講演会を開催する。
- (6)狂犬病予防委員会は、集合注射の対応等について、法改正に伴い引続き検討する。

公益事業2 動物愛護・救護事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的である「人と動物の共生する社会の実現」をめざして、事業を実施する。

- (1)動物愛護啓発事業として県と共催で動物愛護週間行事を実施する。
- (2)会員病院からの推薦を受けた長寿の犬・猫を審査のうえ表彰する。
- (3)犬・猫のマイクロチップ装着の推進を図ります。
- (4)盲導犬・補助犬普及事業として、会員動物病院の協力を得て中部盲導犬協会等への募金を行い年度末に寄付をする。
- (5)あすまいるから譲渡される犬・猫の不妊去勢手術や県が実施する飼い主不明猫のTNR事業の不妊去勢手術について、県との委託契約のうえ、積極的に参加する。また、負傷動物の治療等は県の委託事業として取組み適切に対応する。
- (6)大規模災害発生時の動物救護活動に関する三重県との協定や東海4県1市及び近畿地区連合獣医師会との協定に基づき、災害時対応備品の管理や地域の防災訓練等の参加及び当事者間の情報共有を図る。また、各支部と市町との被災動物救護に関する協定について、現状に適應するように検討する。
- (7)ペット防災に関する研修会の企画等を行い、会員等の防災意識の向上を図る。また、各支部が実施する学校飼育動物管理や動物愛護事業等の支援を行う。

公益事業3 獣医療ならびに学術に関する事業

＜小動物部会＞

- (1)獣医療法、関連法令及び規則の改正等については、遅滞なく会員に周知徹底を図る。
- (2)良質の獣医療サービスを提供するためには、専門知識や技術の及び飼い主との信頼関係構築は必要不可欠である。他府県市の関係団体主催の研修会、セミナー等への参加の機会を増やすとともに、会員病院の経営及び便宜を図るため、会員向けの学術研修会の開催に努める。また、獣医学術近畿地区学会に積極的に参加するとともに、演題発表する会員には学会発表助成金を交付して支援を行う。

＜公衆衛生部会＞

- (1)腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による食中毒発生防止健康被害の拡大防止を図るため、知識及び技術の向上に努める。
- (2)狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症の予防について研修会等を行う。
- (3)動物愛護管理の拠点となる「あすまいる」における事業等の推進に協力し、人と動物が安全・快適に共生できる社会を目指す。
- (4)公衆衛生獣医師として食品衛生学や人獣共通感染症学等の自己研鑽に努め、獣医学術近畿地区学会等へ積極的に参加し研究発表を行う。また、演題発表を行う会員に学会発表助成金を交付するなどの支援を行う。

＜産業動物臨床部会＞

- (1) 大、中、小各家畜疾病の治療や家畜伝染病等の予防に献身的に取り組む、また、畜産経営の指導、飼育動物の飼養管理指導を推進し、生産者及び関係者との交流や情報提供、連携協働を図る。
- (2) 畜産物食品の安全・安心を提供するためには農場管理獣医師は必要であり、農場管理獣医師制度を積極的に推進し産業動物部会の発展を図る。
- (3) 各生産者団体との情報提供や技術提供、技術研修会を開催し対話を促進する。
- (4) 動物用医薬品、給与飼料等の取扱いについて、法に準じ適切に対応し、獣医師としての社会的責務を果たす。
- (5) 畜産農場のシステム構築(HACCP、GAP 等)を支援し、安全な畜産物の生産及び経営の向上を図る。

＜畜産家畜衛生部会＞

- (1) 畜産飼養技術の改善や家畜伝染病等の発生及びまん延防止に参画することで、より良い品質の畜産物の生産を促進し、もって地場産業である県内畜産業の振興を支援するとともに消費者への安全・安心な畜産物提供に寄与する。
- (2) 学術の研究と研鑽を図るため、地区学会等で業績発表を行うとともに、獣医学術近畿地区学会への演題発表に向け積極的に参加し、演題発表する会員には学会発表助成金を交付して支援を行う。
- (3) 最新衛生管理技術や家畜疾病の動向および家畜防疫対応体制を正確に把握できるよう、生産者参加型の技術研修会を県、関係団体等と共催し、情報の共有と実効精度の向上を図る。

収益事業 1

指示書等販売事業

- (1) 本会事業活動において必要な証明書、指示書、マイクロチップ等の販売を行う。
- (2) 仕入、販売、在庫管理は事務局にて行う。

その他事業

1 近畿地区連合獣医師大会事業

本会会員獣医師は、高い見識と厳正なる態度で、「獣医師の誓い—95年宣言および日本獣医師会・獣医師会活動指針」を理念とし、近畿地区連合獣医師大会の開催に積極的に参画する。また、会の発展や学術功労に顕著な会員は、近畿地区連合獣医師大会の席上で地区連合会長から表彰状が授与される。

2 毎年度発行の会報(シロチドリ)の内容充実を図る。